

1880年代教育史研究会 ニューズレター

2002年9月1日 第2号

学区の思想

神辺靖光

1886年11月30日の文部省告示「高等中学校ノ設置区域」を理解するのはむずかしい。第三高等中学区が2府13県で畿内、山陰、山陽、南海3道に滋賀、三重の2県を加えた広域であるのに、第四高等中学区は北陸道4県と狭い。文字通り設置区域であったことは区域内府県の学校維持費分担でわかるが、西山伸氏の第三高等中学校における無試験入試の研究でこれが通学区域の性格を併せ持っていたことが実証された。

現在、「学区」は法制度としてはないが「学校教育法」の自治体の学校設置義務の規定は学校設置者としての「学区」を想定させるし、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の通学区域指定権限は「通学区」を導き出す。通常用いられる学区の概念は公立学校の設置維持区域と通学区の二つを柱としている。

こうした学区の考え方古くからあった。『礼記』に「家有塾、党有序、州有序、国有学」とある。民家25を家、500を党、12,500を遂(州)というと山鹿素行は解説する(『山鹿語類』)。塾、庠、序、学は学舎、教場である。19世紀はじめ、熊本の儒者・斎藤芝山の著書「学校圖説」は民家500の党に小学を、2,500の州に中学を、12,500の郷に国学を、そして王城に大学を置くのだと述べている。いずれも架空のこと願望・理想にすぎないが、ここに公的学校設置区域と通学区を示す学区の思想がある。また小地域の下級学舎から次第に広域学区の上級学校への進学が含意されており、「野に遺賢なし」とする人材選抜と人民に対する教育の機会均等を保障しようとする思想も看取できる。しかし集落や郷村の戸数や人口が均一されるはずがない。極めて非現実的な学区観と言わねばならない。

ところが1872年の「学制」では人口約600人で小学区を、人口約13万人で中学区をつくるとしている。旧来の身分を撤廃しようとする画期的な思想である。この年でた「戸籍法」による大区小区制は人口、戸数の均一化はないが武家地も寺社地も無視し、旧来の數町村を合わせて小区、小区を合わせて大区とするという革命的なものである。戸籍自体が誰かに隸属して自己を証明する従来の法を破つてある土地に居住する個人を以って自己証明するという画期的なものであった。

しかしことはうまく運ばなかった。学区に限定してみても人口や戸数を操作して小学区や中学区を区画することはむずかしかった。

一方、在來の自然村や郷・郡・州を学区と考える思想もあった。17世紀でた「職方外紀」はヨーロッパの学校を紹介して、郷村に小学、国郡に大学・中学があり、小学→中学→大学へと進学すると述べている。当時のヨーロッパにこうした進学体系はない。

「職方外紀」の著者・艾儒略はイタリア人宣教師 Giulio Aleni の中国名である。

艾儒略は中国古代からあった大学・小学観と中国の集落や地域区画にヨーロッパの学校をあてはめて中国人にわかりやすく説明しようとしたのであろう。「職方外紀」は日本に伝わり、知識人にかなり読まれたという。

(以下次号)

第二回例会を終えて
～高等中学校研究における課題～

谷本 宗生

今回の研究会では、西山伸・荒井明夫・谷本宗生の全国地方教育史学会『地方教育史研究』第二三号（二〇〇二年）の各論稿をもとに、富岡勝会員からその論評を、小宮山道夫会員から高等中学校研究の問題提起を受けた。両会員の報告および今回から参加された神辺靖光顧問や福井淳会員のコメントなどから、私は高等中学校研究の課題を基本的に再確認できたと思う。なぜ全国主要地域に高等中学校が設置されたのか、「高等中学校」とした意味について何か理由づけがあったのではないか、等々の疑問についてである。

富岡報告でもあったが、西山論文は第三高等中学校の無試験入学制を実証的に解説しようと試みているが、設置当初から設置区域内の尋常中学校と高等中学校の連絡（連絡）が政策担当者らにどれだけ充分に意識されていたのかどうかについては、やはり疑問に思う点である。たとえば、第四高等中学校では1892（明治25）年1月になって第二代校長の中川元が区域内各県尋常中学校との連絡法を取り決めている。高等中学校設置当初は、本科に加え予科および補充科が高等中学校に設置される状況がみられた。1893（明治26）年6月の石川県会では、その補充科の廃止を受けてそもそも第四高等中学校の設置に際して、文部省側と石川県との事前交渉で補充科などを置くことによって県の尋常中学校機能を代替しうる了解があったのではないかと大きな問題となっている。ちなみに、第一高等中学校では1889（明治22）年7月11日に設置区域内の尋常中学校卒業生に関する入学在学退学規程を定め、無試験入学制も認める。

教職員の構成・履歴など、高等中学校の内実についてはどうであったのか。第四高等中学校では、中川校長の際に綱紀肅正のために教職員18人中、教頭以下11人を非職した。創設時より貢献した古参の飯盛挺造や武部直松らに代えて、文学士の浦井鏗一郎らを招聘して学士教授で教員体制を固め、その結果地元石川出身の教授がいなくなったのである。その人事は、文学士・理学士の狩野亨吉が積極的にかかわっている。1892（明治25）年8月、狩野は上京して浜尾新や山川健次郎や菊池大麓などと相談・交渉している（狩野亨吉日記）。西洋史を担当した浦井などは、「カード二三枚を手にしながら、講義を進めらるるに、些の渋滞なく、データや其の他のタームを板書し」（同窓会報）たという。第四高等中学校創設当初は、教師の学力にもかなり問題があったのではないかだろうか。たとえば、「ドイツ語が始めて入つたので、教師に字書の選択を求めたが、はっきりした答がない。一生徒がこの頃來たカッセル（Cassell）は如何ですかとききたれば、先生「どこでカスのですか」といはれたので生徒一同あいた口がふさがらなんだ」（山本良吉談）という。

故中野実会員が「帝国大学体制」研究調査のなかで見出した1886（明治19）年初頭の「五大学校構想」（広島・金沢・鹿児島・大阪・東京）と実際に設置された高等中学校との関係性については、今後究明していくなければならない宿題と考えている。この問題は、実は1880年代の文教政策上の課題であったのではないかと仮説的に私は考えている。

1880年代の時期区分

田中智子

歴史研究において不可避免に付随するのが時期区分の問題であるが、この研究会の名称ともなっている「1880年代」という設定をどのように考えたらよいのだろうか。

研究会の発足時に中野実氏と荒井明夫氏の念頭に置かれていた研究の主題は、森文政および高等中学校であったと理解している。その際、「森文政研究会」とせずに、それ以前を研究対象に入れて「1880年代研究会」と名づけたのは、森文政に帰結する流れを重視しようという理由からであったと思われる。

「1880年代」とは便宜的な区分でもあるので、その外側との区分、すなわち1880年代の始期と終期に厳密さを求めるに意味はない。だが、1880年代の内側がどのように区分されてきたかということは、森文政の位置を考察する上でも検討に値する。

この問題を、これまで研究の対象としてきた第三高等学校前身校とキリスト教との関係を素材に考えてみたい。

第三高等学校前身校の1880年代は、主として組織の改変という視点から区分してきた。既刊の通史類のほとんどが用いているオーソドックスな方法で、①大阪専門学校（1879.4～）②大阪中学校（1880.12～）③大学分校（1885.7～）④第三高等中学校（1886.4～）の4時期にわけられる。キリスト教との関係という点からこれを評価するとどうなるか。②は生徒の転学と外国人教員の解雇という事態を招き、それ以前に築かれていた在阪キリスト教界との関係が疎遠になるという結果に至ったため、大きな断絶点であった。③は外国人雇用が再開されたきっかけであり、キリスト教活動の再活性化につながるので画期的である。それに比して④を③と峻別する積極的理由はそれほどない。つまり、1880年代において高等中学校の設置に一番の画期を求める見方は、この場合あまり有効ではないのである。

一方、教員や生徒のキリスト教活動に影響を与える要素として校主の交代が重要である。これによれば、①服部一三時代（1879.4～）②折田彦市時代I（1880.4～）③中島永元時代（1885.12～）④折田彦市時代II（1887.4～）という区分が可能であり、改組による時期区分とは必ずしも一致しない。どの人物も海外体験をもつが、その時期も含めてそれぞれのキリスト教への対し方を明確にする必要がある。

また、学校の置かれていた場所による①大阪時代②京都時代（1886.11に移転決定、1889.8に移転）という区分も考えなくてはならない。なぜなら、学校でのキリスト教活動は、在阪キリスト教界との関係から同志社や京都の教会との関係に基づいたものへと転換するからである。地域との関わりを念頭に置くという視点からすれば最も重要な時期区分だともいいうる。

以上、学校組織・校長・学校の場所という3つの観点からの時期区分を考察してみた。大阪中学校長の折田が文部省兼勤を命じられ、さらに一度本省に呼び寄せられて校長を辞し、第三高等中学校への改組後に再び校長に復帰したのは、学校令体制の準備を目論んだ森有礼の差配によるともいわれる。第三高等中学校の京都移転についても、森の意向が強く働いていたとされる。自分の研究テーマに即したところでは、人事と校地の2点において森文政の意義の大きさを実感させられる。

繰り返しになるが、今後、様々な観点からの研究が1880年代をどのように区分してきたのか、研究史を整理してみることは意義ある作業だと考える。

（出典）

1886（明治19）年勅令第15号「中学校令」の成立過程について

荒井明夫

1886年勅令第15号「中学校令」に関しては、その立案者や成立過程に関して未解明のままとなっている。この課題は、この「中学校令」のもつ歴史的意義を勘案すれば今後さらに追求されるべき極めて重大な課題である。

本小稿においては、次の二つの史料を紹介し、それを当時の文部省の政策展開の流れの中に位置付けることでこの「中学校令」に関するいくつかの仮説を提起したいと考える。

第一の史料は、広島県立誠之館高等学校沿革史が伝える次の史料である。

文部省ニテ近々中学条例相廢シ、中学校ハ一県一中学ト相成ベク内議有之候由聞込有之、左候得
ハ 福山中学ハ不遠廢セラル可キニ付、今日ヨリ分離シテ維持ノ計画ヲ立ツルニ若カスト云フニ在
リ

（福山教育義会関係資料中・八五年七月三一日付記録。『誠之館百三十年史上卷』pp442～443）

「中学校令」の第一の特徴は、その第六条で地方税支弁に関する尋常中学校を一県一中学校に限定したことにあるが、この史料によれば「中学校令」第六条骨子は、発令九ヵ月前の1885（明治18）年7月末には出来上がっていたということを示している。ということは、少なくとも文部大臣たる森有礼がこの「中学校令」を立案したのではない、ということである。では立案者は誰か。

第二の史料は、「官報」第621号が伝える1885（明治18）年7月25日付「中学校条例取調委員」の任命である。

「文部権大書記官伊澤修二外五名ハ一昨二十五日文部省ニ於テ左ノ通仰付ケラレ文部二等属土屋政朝外一名ハ同日左ノ通申付ケラレタリ」ということで、文部権大書記官伊澤修二、文部少書記官江木千之、

東京大学予備門長杉浦重剛、文部権少書記官大島三四郎、文部省御用掛千本福隆、同御用掛野村彦四郎の六名が「中学校条例取調委員」に「被仰付」、文部二等属土屋政朝、文部省御用掛川上正光が「申付」られている。(倉沢剛『教育令の研究』806ページ)

ところで、1885(明治18)年2月9日、省内人事として文部官僚の中心に座ったのは、大木喬任文部卿、御用掛森有礼以外に辻新次(内記局)・浜尾新(学務一局)・西村茂樹(編纂局)・久保田讓(会計局)・伊澤修二(音楽取調)らであった。彼らの下で、先にみたように「中学校条例取調委員」の発令があり(同じ時期「師範学校条例取調委員」も発令されている)、同じ7月、森有礼は「教育令ニ付意見」を提出する。翌8月には第三次「教育令」が発令されている。

上記二つの史料とこの時期の文部省の動向と重ね合わせて仮説を提出してみたい。

まず確認できる事実は、「中学校条例取調委員」が任命され、その約一週間後には「地方税支弁に関わる尋常中学校を一県一中学校とする」という「中学校令」の骨子が決定、その情報が福山の有志に伝えられたという点である。委員の発令後一週間という短期間から判断して、既に筋書きが出来ていた可能性の方が高い。その筋書きは、恐らく辻・浜尾・久保田・森らの合作ではないか。もしそうであるならば「地方税支弁に関わる尋常中学校を一県一中学校とする」原則は、何よりも第三次「教育令」と同じ政策基盤、すなわち「教育の経済主義」からの政策だったのではないだろうか。このことは森有礼「教育令ニ付き意見」にみられる、いわゆる「教育の経済主義」にも符合する。

しかしこの仮説を立証するためには、辻や浜尾ら文部官僚が果たした教育政策史上的役割の解明が必要である。さらに冒頭で述べた「中学校令」成立過程に関する我々の課題に立ち戻る時、もう一つの大きな問題は、「中学校令」のもう一つの大きな特徴である高等中学校が何故この「中学校令」で登場したのかという点の課題の解明であろう。

「1880年代教育史研究会」第2回例会報告

荒井明夫

「1880年代教育史研究会」第2回例会は、6月28日(金曜日)午後2時より東京都板橋区の大東文化大学・大東文化会館会議室にて開催されました。当日は神辺靖光・小宮山道夫・谷本宗生・富岡勝・福井淳・荒井の計6名が集まりました。佐藤秀夫・田中智子の両会員は所用により欠席されました。

〈研究報告と討議の概要〉 研究会では、全国地方教育史学会紀要『地方教育史研究第23号』所収の小特集「高等中学校研究」に寄稿した西山伸・谷本宗生・荒井明夫の三論文を、富岡・小宮山両会員が丁寧に内容紹介し、コメントされました。

富岡氏はコメントとして三つの論点を提起されました。第一は、今後の高等中学校研究のためには三論文のようなアプローチの仕方が重要である、という点。第二は、しかしながら「地方教育史的アプロ

ーチ」とはそれではどういうことなのか三者の間での捉え方が共通ではない、という点。第三に、「荒井論文」が提起した「構想された機能」と「形成された機能」との腑分けの重要性、という点。

小宮山氏は、1880年代前後の初等・中等・高等教育の状況を概観し、政策的課題として、articulation の課題が登場してくる過程を指摘。その上で高等中学校に関する先行研究の問題点を整理されました。今後の課題として、高等中学校設置区域内における学校間の人的移動を明らかにすることで、西山氏が提起した尋常中学校一高等中学校の接続関係を具体的実証的に解明する必要性を提起しました。さらに1886年「中学校令」以前の各種専門教育機関と高等中学校の専門性との関係を明らかにする必要があるのではないかと指摘されました。

富岡・小宮山報告を受けて、活発に討論されました。論点として、第一に、西山報告が示した高等中学校設置区域内の尋常一高等中学校の接続関係や谷本報告が示した高等中学校設置区域内の経費負担問題など、他の高等中学校設置区域でも調査される必要性が指摘されました。第二に、高等中学校のもつ専門教育機能が、「中学校令」以前の専門教育機関の専門性との関係はどうだったのか議論されました。第三として、これらの解明の中で荒井が提起した「構想された機能」と「形成された機能」との腑分けが始めて明らかになるのではないかという点も指摘されました。

<今後の研究の方向性と研究会の今後について> 第三回研究会は、2003年2月に開催することにしました。今後、研究会として、「80年代教育史」の共通認識を形成するために、土屋忠雄の先行研究はじめ政治史の文献なども検討する方向が確認されました。また、本「ニューズレター」を年4回程度発行していくことも、おおよその発行時期も含めて確認されました。

最後に、大東会館内レストランでの懇親会および池袋での二次会で大いに盛り上りました。

また、研究会や懇親会では中野家の御協力を得て、故中野実（研究会代表）氏の遺影に囲まれて開催することができました。

編集後記

本号から編集を担当することになりました。諸事情からいきなり発行が1ヶ月遅れ、申し訳ありませんでした。今後は期日通りの発行をめざします。レイアウトについても今後研究してきます。どうぞよろしくお願いします。（富岡）

<研究会連絡先>

〒175-8571 東京都板橋区高島平1-9-1

大東文化大学荒井明夫研究室 気付 「1880年代教育史研究会」事務局

<ニューズレター原稿送付先>

〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1

近畿大学教職教育部富岡勝研究室

e-mail : tomi2001@mail.plala.or.jp (e-mailによる投稿も歓迎)